

## 地域計画の変更内容に応じた協議の場での協議実施基準について

地域計画の内容を変更する場合は、地域の農業者等の皆さんによる協議（座談会等）を行い、変更内容についてあらかじめ地域の合意形成を図る必要があります。（農業経営基盤強化促進法（以下、「法」といいます。）第18条第1項）

協議の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等については、変更の内容に応じて、町と申出者との間で調整する場合があります。また、地域農業への影響が限定的な変更内容等の場合では、協議を省略します。変更申出をする前に経済課へ相談してください。

## 【地域協議の実施手法、協議省略などの目安】

	変更内容の概要（事例）	協議の開催／省略の別	開催方法等※1	協議の時期（事後の計画変更の可否）
①	<b>目標年度の更新</b> 例) 地域農業のあり方の協議 例) 農地の利活用の方方向的協議	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：町	おおむね5年ごと ※協議の場を開催
②	<b>地域農業の将来のあり方の見直し</b> 例) 大規模※2-1な担い手等の新規参入 例) 大規模な区域の変更 例) ほ場整備に向けての土地利用調整 例) 大規模な開発行為	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：町、事業実施者、地元組織等※2-2	随時 ※協議の場を開催
③	<b>地域の農地利用の将来像の更新</b> 例) 大規模※2-1な担い手等による将来の耕作農地の追加・事業承継 例) 大規模な農地の農作業委託の取組 例) 大規模な認定農業者の耕作地の計画的な団地化	協議が必要	方法：対面、書面など 対象：地域の農業関係者等 主催：町、変更申出者、関係団体、地元組織等※3	随時 (既に変更した農地が含まれていても可。)
④	<b>農振除外等※4-1、農地転用※4-2（地域農業への影響が大きいもの※4-3）</b> 例) 農地以外の土地利用 例) 農業生産近代化施設の整備等	協議が必要	方法：対面、書面など 対象：地域の農業関係者等 主催：町又は事業実施者等※4-4	随時 (事前に計画変更する必要あり※4-5)
⑤	<b>農振除外等、農地転用（地域農業への影響が限定的なもの）</b> 例) 農家住宅等建設のための農地転用 例) 農業用倉庫用の敷地として用途変更	省略が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者	随時（協議を行う場合） (事前に計画変更する必要あり※5)
⑥	<b>農振除外等、農地転用（公共用施設の設置によるもの）</b> 例) 公路の敷設 例) 電波塔の設置	省略が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者※6	随時（協議を行う場合） (計画変更は、農振適用除外届出等の後で可) 地域計画の変更は、直近の定期更新（⑨）に併せて行う。
⑦	<b>農地転用のうち一時転用</b>	協議不要	—	— (地域計画の変更自体が不要) 農地に復元することが前提であるため
⑧	<b>一時転用のうち営農型太陽光発電の実施を目的とするもの</b>	(協議が必要)※8-1	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：変更申出者※8-2	随時 (地域計画の変更自体は不要)
⑨	<b>定期的な更新</b> 例) 認定農業者等の認定状況の更新 例) 農地バンク利用者の借用農地の更新 例) 軽微な変更内容※9-1 例) 誤表記の訂正※9-2	省略が可能 (地域計画案の縦覧・公告で兼ねる)	県、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区の5者への事前の調整は必要（地域再生協などで協議）	年に1回程度※9-3 (認定農業者の認定、農地バンク契約等の後に計画変更可)

※1 開催方法等については、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、農協等の関係機関等の意見等を踏まえながら、地区ごとの状況に応じた内容にて協議を行います。

※2-1 「大規模」として、次のとおり例示します。例) 土地利用作物に係る変更ではおおむね 10ha 以上の農地面積、施設園芸作物に係る変更、開発行為及び区域変更ではおおむね 1 ha 以上の農地面積を目安とします。例) 上記の例のほか、関係者の人数や面積の大小にかかわらず、地域農業等に影響を及ぼすおそれがある場合を含みます。以下同じ。なお、大規模によらない変更内容の場合は下記の「⑨ 定期的な更新」に準じた取扱いとします。

※2-2 事業実施者が行う事業説明会や、地元のは場整備推進委員会の会議などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※3 対面開催の場合、事業実施者が行う事業説明会や、地元のは場整備推進委員会の会議などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※4-1 「農振除外」とは、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による「農用地区域」からの除外をいいます。「農振除外等」には、農振除外のほか、用途区分の変更（例：田を農業施設の敷地にする）を含む場合があります。以下同じ。

※4-2 「農地転用」とは、「農地法」の規定による「農地転用」をいいます。以下同じ。

※4-3 「地域農業への影響が大きいもの」として、次のとおり例示します。例) 対象農地とその周辺農地に関係する耕作者・所有者が多数の場合（おおむね 10 人以上を目安とします）。例) 対象農地が大規模な場合（おおむね 1ha 以上を目安とします）。例) 上記の例のほか、関係者の人数や面積の大小にかかわらず、地域農業等に影響を及ぼすおそれがある変更内容の場合

※4-4 農振除外等・農地転用をするかたが行う事業説明会や、地元の会合などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※4-5 地域計画の変更手続きは、事前に行う必要があります。（農振除外等の手続の場合は、田布施町と山口県との事前協議（山口県からの同意見込み回答）の前までに。農地転用のみの場合は、農地転用の許可の前までに。）また、地域計画の変更手続きを進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とします。このため、手続きの過程で対象農地の耕作者や所有者等の同意を得られていること等を確認することがあります。

※5 地域計画の変更手続きは、事前に行う必要があります。（農振除外等の手続の場合は、田布施町と山口県との事前協議（山口県からの同意見込み回答）の前までに。農地転用のみの場合は、農地転用の許可の前までに。）また、地域計画の変更手続きを進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とします。このため、手続きの過程で対象農地の耕作者や所有者等の同意を得られていること等を確認することがあります。なお、申出対象農地が、目標地図上の「将来の耕作者は今後検討していく農地」（目標地図上に特定の耕作者の色付けがされていない農地）である場合、農業上の利用が見込まれる農業用施設への農振法上の用途変更のみとなる農地である場合は、下記の「⑨ 定期的な更新」に準じた取扱いとします。

※6 協議を行う場合、申出者（事業実施者）が行う事業説明会などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※8-1 地域計画の変更は不要ですが、協議は必要となります。（「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」）

※8-2 申出者（事業実施者）が行う事業説明会などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※9-1 「軽微な変更」とは、地域の名称や地番変更、法人化、相続等の実質的な変更を伴わない内容変更をいいます（法施行規則第 19 条）。地域計画の変更内容が「軽微な変更」のみの場合は、関係機関への意見聴取や変更案の公告・縦覧の手続きも省略します。

※9-2 「誤表記」には、文章の誤字脱字、数値の誤りなどのほか、目標地図上の農地の筆界・将来の耕作者の表示の誤り（地図の作成 システム上の不備等によるもの等）を含みます。

※9-3 国の補助制度を活用する場合、補助要件によっては、事前に地域計画を変更し、補助対象者を「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けたり、補助対象農地を「目標地図（担う者による将来の耕作農地）」に位置付けたりする必要があります。この場合、定期的な更新時期とは別に、田布施町に変更申出をして、事前に計画変更手続きを行ってください。

(全般的な注意事項等)

※田布施町における地域協議の運用方法や考え方について、国や県からの助言指導、是正等で、これらの運用方法を変更する場合があります。

※協議の省略についての記載事項は、令和7年10月に公表された「地域計画変更マニュアル」に記載の内容を整理し、田布施町の実情に合わせて作成したものです。(田布施町での運用です)